⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成７年岐阜県条例第10号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意に実施した調査によると、本件区間内には、国指定の天然記念物ネコギギや絶滅種危惧種Ⅱ類に指定されているメダカ等の生息が確認されている。そこで、起業者は、高水敷部の掘削による計画とし、生息環境に配慮するとともに、有識者等により長良川ベストリバー事業を立ち上げ、工事に先立つ環境調査の実施、工事の施工方法や整備手法の検討・検証を行うことで河川環境の保全に配慮することとしている。

さらに、起業地内にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地については、関係機関との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、平成16年10月の台風23号による出水と同等の出水による床上浸水を伴う甚大な被害の軽減を目的として、主に河道掘削による河道断面の拡大を実施するものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間の被害軽減を果たすためには、河道を掘削して流下面積を拡げる申請案のほか、堤防施設を嵩上げする築提案及び堤防等施設を堤内地側へ引いて流下面積を拡げる引提案が考えられる。

このうち、築提案については、沿川地域に及ぼす影響が大きいこと及び下流部における国の直轄管理区間について定められた「木曽川水系河川整備計画」との整合を図ることができないことから、採用することはできない。

申請案と引堤案を比較すると、引提案は、現況河道の改変が小さいため河川環境へ与える影響が少なく、また、工事が出水期、非出水期にかかわらず施工できるものの、引堤に伴い発生する沿川の家屋補償、既存の橋梁の継ぎ足し、川と併走する道路の付け替え及び樋管の改築などが必要になることから、土地利用に与える影響が大きく、施工上も高度な技術が求められるほか、事業費が高価となる。これに対して、申請案である河道掘削案は、河道内の自然環境への影響が懸念され、工事が非出水期に限られるものの、地域住民の生活、土地利用に与える影響も少なく、河川生物の生息環境の保全に配慮されており、事業費が安価で施工期間が短いことなどから社会的、技術的及び経済的な観点を総合的に勘案すると引提案よりも合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間は、過去に何度も浸水被害が発生しており、本件区間の背後地への被害軽減を果たすため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、岐阜市長を会長とする岐阜治水会から本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岐阜県岐阜市役所及び関市役所

国会事項

衆　議　院

議案提出

四月五日議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（塩崎恭久外四名提出）

幹部国家公務員法案（塩崎恭久外四名提出）

質問書提出

四月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

戸別所得補償モデル対策の申請状況に関する質問主意書（木村太郎提出）

いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

いわゆる密約問題について外務省において保管されているはずの文書が破棄されている件に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

議事日程

四月六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十一号

平成二十二年四月六日（火曜日）

午後一時開議

第一　大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　国際受刑者移送法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参　議　院

議案付託

四月五日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

外交防衛委員会に付託

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

厚生労働委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

経済産業委員会に付託

議案送付（予備審査）

四月五日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案（渡辺孝男発議）

質問主意書転送

四月五日次の質問主意書を内閣に転送した。

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適正な管理・使用に関する質問主意書（神取忍提出）（第五一号）

第三　刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

第四　刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

第五　刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件